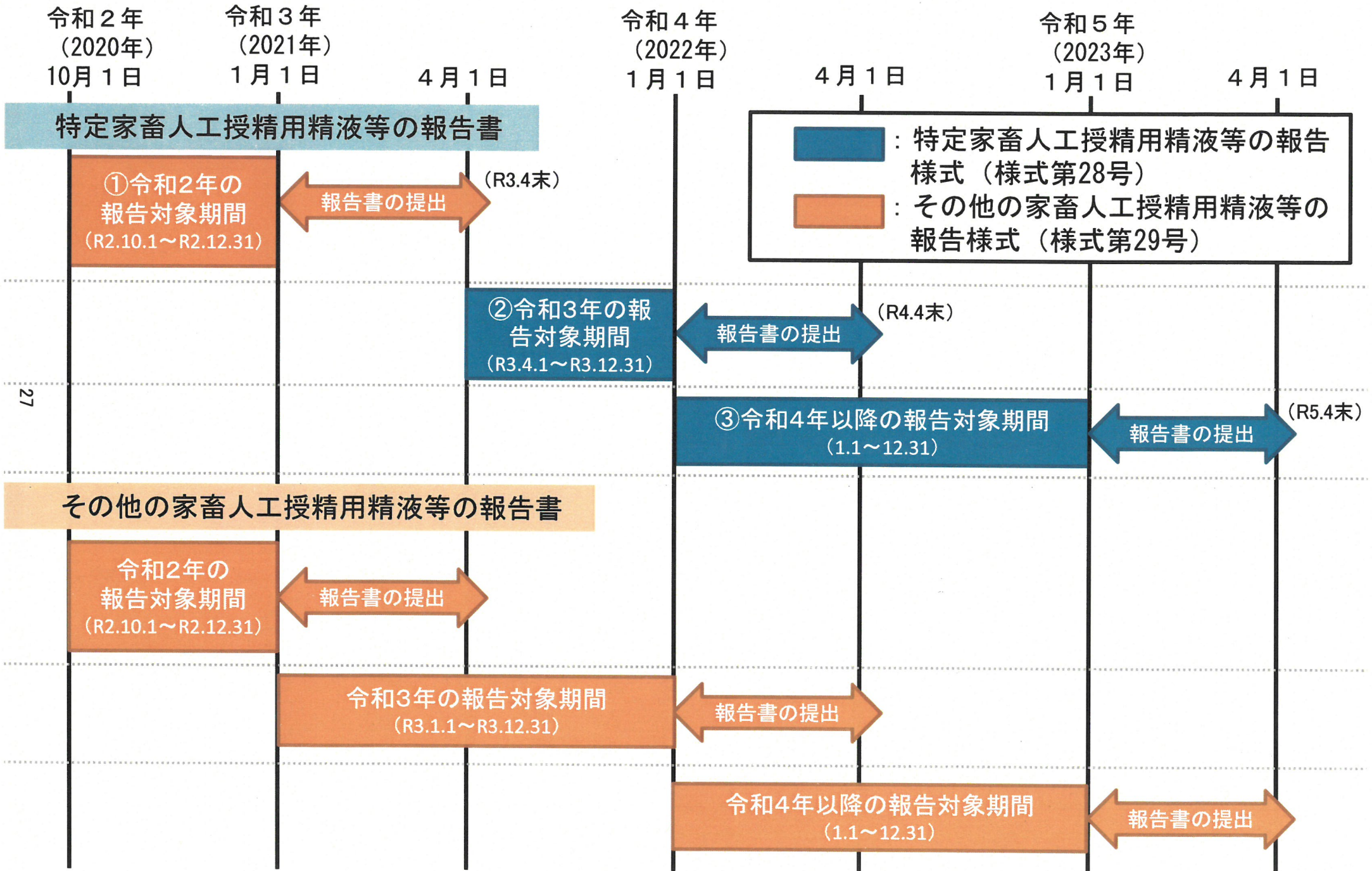


家畜人工授精所における業務に関する報告書について



特定家畜人工授精用精液等の報告書（令和4年以降（2022年））

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書

2023年 3月 15日提出

都道府県知事 殿

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、2022年1月1日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

- 1 家畜人工授精所の管理番号：012345
- 2 家畜人工授精所の名称及び所在地：農林家畜人工授精所 東京都千代田区霞が関1-2-1
- 3 家畜人工授精所の業務の別：1, 2, 4
- 4 報告対象物：1
- 5 前年12月31日時点の保存数量：400
- 6 家畜人工授精所の運営の状況

(単位：本)	年												合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
生産数量	400	500	300	600	800	500	600	700	600	500	500	700	6500
譲受数量	200	0	0	300	0	0	0	0	0	0	0	200	700
譲渡数量	600	400	300	400	700	400	800	600	100	600	600	700	6200
利用数量	100	0	200	100	0	200	100	100	200	100	100	100	1300
廃棄又は 亡失した数量	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
月末時点の 保存数量	300	399	200	600	700	600	300	300	600	400	200	300	
備考			亡失した精液の発見 +1										

その他の家畜人工授精用精液等の報告書

特定家畜人工授精用精液等とその他の家畜人工授精用精液等の両方について家畜人工授精所で取り扱っている場合は、**特定家畜人工授精用精液**で1枚（様式28号）、**その他の家畜人工授精用精液等**で1枚（様式29号）とそれぞれ作成の上、提出してください。

家畜人工授精所における家畜人工授精用精液又は家畜受精卵 （特定家畜人工授精用精液等であるものを除く。）の業務に関する報告書

2023年 3月 15日提出

都道府県知事 殿

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、2022年1月1日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

1	家畜人工授精所の管理番号	012345
2	家畜人工授精所の名称及び所在地	農林家畜人工授精所 東京都千代田区霞が関 1-2-1
3	家畜の種類及びその業務の別	2 (1)
4	家畜人工授精用精液を譲渡した件数	5
5	家畜人工授精用精液を譲受した件数	30
6	家畜受精卵を譲渡した件数	
7	家畜受精卵を譲受した件数	

受精卵業務がない家畜人工授精所の場合は、空白で構いません。

許可証に記載されている家畜の種類ごとに業務の別を記載してください。
（特定家畜人工授精用精液の家畜は除いてください。）